

企 市 第 766 号
平成 30 年 9 月 14 日

日本貸金業協会

会長 今井 三夫 殿

平成 30 年北海道胆振東部地震を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

貸金業法に基づく規制は、多重債務者の防止をはじめ借入者の保護を図ること等を目的とするのですが、他方、今般の地震の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、別添 1 のとおり内閣府令の見直しを行い、本日公布、即日施行いたしました。

つきましては、各会員の皆様に本改正を周知いただくとともに、適切に対応していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正のほか、被災者の方々の資金需要に適切に対応いただくにあたり参考となると考えられる内閣府令に係る考え方を別添 2 のとおりまとめましたので、併せて各会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 別添 1 については別紙 1、別添 2 については別紙 4 となっております。